

○さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 116 号

さいたま市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成 13 年さいたま市規則第 138 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 16 年さいたま市条例第 66 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の提出書類)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による協議は、墓地・納骨堂・火葬場設置計画事前協議開始届(様式第 1 号)を市長に提出して行うものとする。

2 計画者は、その終了前に協議を中止しようとするときは、事前協議中止届(様式第 1 号の 2)により届け出るものとする。

(計画書の提出書類)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による計画書の提出(以下「計画書の提出」という。)は、墓地・納骨堂・火葬場設置(変更)計画書(様式第 1 号の 3)正副 2 通(本市に隣接する市町の長に送付する場合は、市長が必要と認める部数)にそれぞれ別表に掲げる書類等を添付して行うものとする。ただし、市長が認めるときは、書類等の一部を省略することができる。

2 計画者は、計画書の提出後に当該計画を中止しようとするときは、墓地・納骨堂・火葬場設置計画中止届(様式第 1 号の 4)により届け出るものとする。

(標識の設置期間等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の標識(以下「標識」という。)は、様式第 2 号とする。

2 標識は、計画書の提出の日から条例第 26 条第 2 項の通知を受ける日まで設置しなければならない。

3 条例第 6 条第 2 項の規定による届出は、標識設置届(様式第 3 号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真等

4 標識は、市長と協議し最も周知が図れる場所に設置するものとする。

- 5 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

(説明会の説明事項等)

第5条 計画者は、条例第7条第1項の規定による説明会(以下「説明会」という。)を行うときは、あらかじめ開催の日時、場所及び方法等について、市長の意見を聞いた上、開催の日の14日前までに、その旨を所有者等に周知をするものとし、当該説明会は2回以上開催するものとする。

2 前項の規定により所有者等に周知する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び当該事務所の電話番号
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の施設等の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 工事予定期間
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) 条例第8条第1項の規定による意見の提出の方法及び期限
- (8) 条例第9条に規定する見解書に対する意見の提出の方法及び期限
- (9) 墓地等の経営の許可又は変更の許可の申請予定年月日

3 前項の規定は、説明会において説明する事項について、準用する。

4 条例第7条第2項の報告は、墓地・納骨堂・火葬場設置計画説明概要報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 説明者側出席者名及び所属名
- (3) 説明会の開催について通知した所有者等名簿及び説明会に出席した所有者等名簿

(所有者等との協議事項等)

第6条 条例第8条第1項に規定する意見は、条例第7条第1項に規定する説明会の開催の日以後50日以内に、次に掲げる事項について意見書の提出により述べるものとする。

- (1) 墓地等についての公衆衛生その他公共の福祉の見地からの事項
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項
- (3) 墓地等の建設等の工事の方法に関する事項

2 条例第8条第3項に規定する報告は、所有者等との協議報告書(様式第4号の2)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 協議で使用した資料
- (2) 協議した所有者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) 協議の結果合意した事項がある場合は、当該合意した事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(見解書の写しの提出等)

第6条の2 条例第9条第1項の規定による見解書の写しの提出は、所有者等への見解書送付書(様式第4号の3)に、当該見解書の写しを添付して行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による報告は、所有者等からの意見受取報告書(様式第4号の4)に、所有者等の意見の内容を記載した書類を添付して行うものとする。

(審査会の会長)

第7条 条例第10条第1項に規定するさいたま市墓地等設置計画審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議の開催等)

第8条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審査会に諮って公開することができる。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された議事について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定の適用については、前項の規定により表決を委任した者を出席した者とみなす。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(履行証明書の交付等)

- 第 11 条 市長は、計画者が条例第 4 条から第 9 条までに規定する行為を履行し、かつ、審査会の答申を受け支障がないと認めるときは、計画者に対し履行証明書(様式第 5 号)を交付し、支障があると認めるときは、計画者に対し不履行等通知書(様式第 6 号)を交付するものとする。
- 2 市長は、履行証明書を交付したときは、必要に応じ当該履行証明書の写しを、本市に隣接する市町の長に送付するものとする。
- 3 履行証明書の有効期間は、1 年間とする。

(経営許可等の区分)

第 12 条 条例第 14 条又は第 16 条第 2 項に規定する申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 法第 10 条第 1 項の規定による経営許可の申請

ア 新たに墓地等を経営しようとする場合

イ 既にある墓地と新たに墓地となる区域が接続していない等一体性が認められない場合

ウ 既にある墓地等を引き継いで経営する場合

エ 既にある納骨堂又は火葬場において、施設を変更することにより、許可を受けた納骨堂又は火葬場との一体性が認められない場合

(2) 法第 10 条第 2 項の規定による変更許可の申請

ア 既にある墓地と新たに墓地となる区域が接続している等一体性が認められる場合

イ 墓地の一部を廃止する場合

ウ 既に許可を受けている納骨堂又は火葬場の施設の一部を一体性を失うことなく変更する場合

(3) 条例第 16 条第 2 項の規定による変更の許可の申請

ア 既に許可を受けている墓地等の付帯施設について、墓地等の設備の基準を満たす範囲において、用途変更等を行う場合

(経営許可等の申請書類)

第 13 条 条例第 14 条の規定による申請は、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書(様式第 7 号)又は墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書(様式第 8 号)正副 2 通にそれぞれ別表に掲げる書類等を添付して行うものとする。ただし、市長が認めるときは、書類の一部を省略することができる。

2 条例第 16 条第 2 項の規定による申請は、墓地・納骨堂・火葬場付帯施設変更の許可申請書(様式第 9 号)正副 2 通にそれぞれ別表に掲げる書類等を添付して行うものとする。ただし、市長が認めるときは、書類の一部を省略することができる。

3 第 1 項の申請は、履行証明書の交付を受けた後から墓地等の建設等の工事着工前までに行うものとする。ただし、前条第 1 号ウに規定する場合は、この限りでない。

(廃止許可の区分)

第 14 条 条例第 15 条の規定による申請は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 既に許可を受けている墓地等を廃止する場合
- (2) 既にある墓地等を引き継いで経営させるために既にある墓地等の経営許可が不要となった場合

(経営廃止許可申請書類)

第 15 条 条例第 15 条の規定による申請は、墓地・納骨堂・火葬場経営廃止許可申請書(様式第 10 号)正副 2 通に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬対象及び改葬日時、改葬状況を記載した書類
  - (2) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止等に係る議会の議決書の写し
  - (3) 申請者が条例第 3 条第 2 号又は第 3 号に規定する法人である場合は、墓地等の廃止の意思決定をした旨を証する書類
  - (4) 前条第 2 号に規定する場合は、第 1 号の書類に代えて、墓地等の経営者が変更されることに対する墓地等の使用者全員の同意書又は同等の書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、墓地又は納骨堂にあつては改葬が完了した後、火葬場にあつては解体工事が完了した後に行うものとする。ただし、前条第 2 号に規定する場合は、この限りでない。

(付帯施設)

第 16 条 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 緑地帯
- (2) 駐車場
- (3) 障壁
- (4) 樹木の垣根
- (5) 主要通路
- (6) 主要通路以外の通路
- (7) 緑地
- (8) 管理事務所
- (9) 便所
- (10) ごみ集積施設
- (11) 給水設備

- (12) 排水設備
- (13) 納骨装置
- (14) 除湿装置
- (15) 休憩室
- (16) 火葬室
- (17) 防臭及び防じんのために必要な装置
- (18) 灰庫
- (19) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める施設

(みなし許可に係る届出書類)

第 17 条 条例第 17 条の規定による届出は、墓地・火葬場みなし許可届(様式第 11 号)正副 2 通に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、市長が認めるときは、書類の一部を省略することができる。

- (1) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類
- (2) 墓地又は火葬場の完成図等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(名称等の変更届書類)

第 18 条 条例第 18 条の規定による届出は、墓地・納骨堂・火葬場名称等変更届(様式第 12 号)正副 2 通に次条第 1 項各号に掲げる許可・不許可書又は同条第 2 項各号に掲げる確認書を添付して行うものとする。

(許可書等の交付)

第 19 条 条例第 19 条第 1 項の規定による通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める許可・不許可書により行うものとする。

- (1) 法第 10 条第 1 項の規定による経営許可 墓地・納骨堂・火葬場経営許可・不許可書(様式第 13 号)
  - (2) 法第 10 条第 2 項の規定による変更許可 墓地・納骨堂・火葬場変更許可・不許可書(様式第 14 号)
  - (3) 法第 10 条第 2 項の規定による廃止の許可 墓地・納骨堂・火葬場経営廃止許可・不許可書(様式第 15 号)
  - (4) 条例第 16 条第 1 項の規定による変更の許可 墓地・納骨堂・火葬場付帯施設変更の許可・不許可書(様式第 16 号)
- 2 条例第 19 条第 3 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める確認書により行うものとする。

- (1) 法第 11 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による新設 墓地・火葬場経営確認書(様式第 17 号)
- (2) 法第 11 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による変更 墓地・火葬場変更確認書(様式第 18 号)
- (3) 法第 11 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による廃止 墓地・火葬場経営廃止確認書(様式第 19 号)

(契約約款の基準)

第 20 条 条例第 20 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、契約約款に別表第 3 項各号に掲げる場合ごとにそれぞれ当該各号に掲げる事項が含まれていることとする。

(設置場所の基準)

第 21 条 条例第 21 条第 2 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書館
- (2) 博物館
- (3) 公民館
- (4) 公園的機能を有する 3 万平方メートル以上の施設

2 計画者は、条例第 21 条第 4 号又は第 5 号に規定する河川において、河川の管理者と協議し、その協議結果を市長に報告するものとする。

(墓地の施設の基準)

第 22 条 条例第 22 条第 5 号に規定する道路の幅員は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定による許可が必要な場合は、条例第 22 条第 5 号の規定に関わらず同法第 33 条第 2 項に規定する基準とする。

(工事着工届)

第 23 条 条例第 25 条の規定による届出は、工事着工届(様式第 20 号)により行うものとする。

(工事完了届)

第 24 条 条例第 26 条第 1 項の規定による届出は、工事完了届(様式第 21 号)により行うものとする。

2 条例第 26 条第 2 項の規定による通知は、工事完了検査済書(様式第 22 号)により行うものとする。

(台帳)

第 25 条 市長は、次に掲げる台帳を備え、整理しておくものとする。

- (1) 墓地台帳(様式第 23 号)
- (2) 納骨堂台帳(様式第 24 号)
- (3) 火葬場台帳(様式第 25 号)

(証明書)

第 26 条 条例第 28 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、環境衛生監視員証を定める省令(昭和 52 年厚生省令第 1 号)別記様式によるものとする。

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 69 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 27 日規則第 118 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 117 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条、第 13 条、第 20 条関係)

- 1 墓地等の設置場所の選定理由及び規模等の根拠等を示した詳細な理由書
- 2 墓地等の管理に必要な次に掲げる事項を記載した管理運営計画書
  - (1) 管理者及び従事者等の規定
  - (2) 使用契約実務、会計実務、保守管理実務等組織体制の規定
- 3 次に掲げる事項を規定した維持管理規則
  - (1) 契約に基づき使用权を設定し、当該使用权を承継することができる墓地の場合
    - ア 契約の目的に関する事項
    - イ 設定した使用权の内容に関する事項
    - ウ 墓地等の使用に当たっての遵守すべき事項
    - エ 使用料に関する事項
    - オ 使用に当たっての経営者と使用者の責任分担に関する事項
    - カ 管理料の支払の責務並びに管理料改定の事由及び手続きに関する事項
    - キ 使用者の地位の承継があったときの手續に関する事項
    - ク 使用者による契約の解除権並びに解除に伴う使用料及び管理料の取扱いに関する事項
    - ケ 経営者による契約の解除権及び解除に伴う使用料の取扱いに関する事項
    - コ 契約の終了の事由及び契約終了後における焼骨、墓石等の取扱いに関する事項
  - (2) 契約に基づき委託を受けて焼骨の収蔵等及び管理が行われる納骨堂の場合
    - ア 契約の目的に関する事項
    - イ 委託事務の内容に関する事項
    - ウ 委託料に関する事項
    - エ 委託者の地位の承継があったときの手續に関する事項
    - オ 委託者による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱いに関する事項
    - カ 経営者による契約の解除権及び解除に伴う委託料の取扱いに関する事項
    - キ 契約終了後における焼骨等の取扱いに関する事項
- 4 墓地等の設置に関する財産目録、資金計画書、貸借対照表及び収支計算書等財務に関する書類
- 5 墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した 10 年間の収支予算書
- 6 墓地等の敷地の自己所有、造成等に関する書類
- 7 墓地及び納骨堂にあつては周囲 100 メートル、火葬場にあつては周囲 300 メートルの区域の状況を明らかにした 2,500 分の 1 の縮尺の概況図(道路、河川、鉄道、学校等及び飲用水源の位置を示したもの)
- 8 墓地等を設置する場所を明らかにした 2 万 5,000 分の 1 の縮尺図
- 9 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面、墳墓の区画図並びに、付帯施設の平面図及び配置図(管理事務所及び便所にあつては、立面図を含む。)

- 10 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその付帯施設の平面図、立面図及び配置図
- 11 墓地等の敷地に係る登記事項証明書
- 12 計画者が地方公共団体である場合は、当該墓地等の設置に係る当該地方公共団体の意思決定をした旨を証する書類の写し
- 13 計画者が宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人である場合は、当該法人の規則(宗教法人にあつては、当該規則に知事印又は文部科学大臣印が押印されたものに限る。)又は定款の写し及び登記事項証明書並びに規則又は定款に基づく墓地等の経営の意思決定をした旨を証する書類
- 14 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- 15 申請予定地及び隣接地の公図の写しに所有者等を記入した書類等
- 16 所有者等の名簿
- 17 墓地にあつては緑化率及び駐車台数、納骨堂にあつては駐車台数を記入した書類等
- 18 墓地等の駐車場の出入口に接続する道路の状況に関する書類等
- 19 他法令の許可等について、所轄機関の手続等を記入した書類
- 20 その他市長が必要と認める書類

様式 略